

第五次千葉県障害者計画 第2部 「現状と課題及び今後の施策の方向性」

障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

1 入所施設から地域生活への移行の推進

総合計画から

- ◇ 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。
- ◇ 障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることを留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

（1）グループホームの整備促進と質的向上

【I 現状・課題】

障害のある人の地域生活への移行については、平成19年3月に策定した千葉県障害福祉計画において初めて掲げ、第四次千葉県障害者計画においても引き続き最重要課題と位置付け、推進してきました。

地域生活への移行の推進にあたり、障害のある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホームの整備を最重要施策の一つと位置付け、障害のある人ができる限り身近な地域において日常生活及び社会生活を営めるよう、国の制度に加え、本県独自の事業として、グループホームの整備・運営や、利用者に対する支援のための各種事業を実施しています。平成21年度から平成26年度は、国や県の補助事業により⁴³箇所のグループホームの整備をしたところです。今後は、障害の重度化や家族の高齢化により在宅での生活が困難な障害のある人、精神障害のある人や身体障害のある人のためのグループホームの整備が求められています。

今後より一層グループホームの供給を増やすためには、既存の戸建て住宅の空き家などをグループホームとして活用する必要がありますが、建築基準法等の規制により、活用が難しい状況が見受けられます。

サービスの質の向上については、社会福祉法人のほか、株式会社など様々な分野からの事業参入がある中で、運営者や支援員等のスキル、資質、意識の向上を図る必要があります。グループホームを利用している障害程度の重い人の支援や精神障害のある人など、心

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

身の状況等で障害福祉サービス等を利用ができないときに必要なグループホームでの日中の支援に係る事業所への支援を求める声もあります。

障害者総合支援法の施行により平成26年4月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）へ一元化されました。これにより、従来のケアホームに入居していた人が、引き続き入浴、排せつ又は食事の介護の提供を希望する場合、市町村は、その意向や障害の種類程度その他の心身の状況等を勘案して、認定手続きを適切に実施する必要があります。

また、本体住居の食堂等を利用するなど密接な連携を前提とした、一人暮らしに近い形態のサテライト型住居が新たに平成26年4月から創設されましたが、この制度について周知が必要です。

一方、グループホームの整備に関しては、依然として地域住民の反対にあうケースがあるため、障害を理由とする差別の解消と障害のある人の地域における生活の場の必要性について、地域住民の関心と理解を深めるための啓発活動が必要です。

第四次千葉県障害者計画では、地域生活に必要な支援やグループホームへの居住の場を確保することにより、平成18年度から平成26年度までに障害者支援施設（入所施設）から地域生活に移行する者の数である地域生活移行者数の数値目標を1,500人、施設入所者数を5,000人から4,700人にするとし、障害のある人の地域生活への移行に取り組んできたところです。入所施設の入所者の地域生活への移行については、平成18年度から平成25年度までに約1,300人が、グループホームなどの地域生活に移行したところです。一方、グループホームに入居しても、環境になじめず入所施設等に戻ることもあり、体験入居制度の活用など普及が必要です。

【Ⅱ 取組みの方向性】

① グループホーム整備の基本的方向については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査等により、地域での必要性などを踏まえ順次支援を行い、引き続き量的拡充を図ります。特に、強度行動障害のある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。グループホームの新規開設支援、運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズもあり、新たに創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。

② 地域資源を活用した整備として、既存の戸建て住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、利用者の安全のために必要な防火対策や避難対策の確保も踏まえて検討する必要があります。

これについては、国での検討動向を注視しながら、必要に応じ、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、関係省庁間で調整すべき旨、

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

国へ要望します。

- ③ サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員などの手厚い人員配置を行うグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。

- ④ 入浴、排せつ又は食事等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、ケアホームのグループホームへの一元化後も市町村において、適正な運用がなされるよう会議等で周知します。

また、一元化により、グループホームにおいて利用者の状況に応じて外部の居宅介護サービスを利用することが可能となったことから、障害程度の重い入居者へ利用が図られるよう、市町村を通じて制度を周知します。

- ⑤ 障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の相談支援等により、個別事案の解決にあたります。

- ⑥ グループホームの体験入居制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などを検討し、目標とする人数以上の人が地域に移行できるよう取り組みます。

- ⑦ 平成29年度末の施設入所者数については、平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、グループホーム等での対応が困難な方の利用といった真に必要と判断される数を加えた数や県立施設のあり方の見直しに伴う入所者の減少を見込んだ数値となるよう取り組みます。

なお、今後とも、待機者や高齢化の状況を踏まえ、総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めます。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	グループホームの定員 (グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームの定員)	3, 462	4, 202	4, 572	4, 942

過去3年の増加ペース（370 人）を維持することとした場合の数字

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1入所施設から地域生活への移行の推進）

2	グループホームの月間利用者数	2,853	3,487	3,794	4,101
		現在の定員に対する利用率を基に算定			
3	施設入所者の地域生活への移行者数	130	130	140	150
		25年度末の施設入所者数の12%以上の地域移行を目指す			
4	施設入所者数	4,518	検 討 中		

※ 参考値

- ・ これまでの実績値（H17～25） 482人減（年間60人）
- ・ 国が示している数値 4%以上削減（年間 人）
- ・ 第三者検証委員会の答申においては、袖ヶ浦福祉センターの定員規模を半数程度に削減することが求められている。

（2）日中活動の場の充実

【Ⅰ 現状・課題】

障害のある人が利用する日中活動のサービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービス事業のほか、市町村が地域の実情や利用者の特性に応じて実施する地域活動支援センター等様々なものがあります。障害のある人の地域での生活を実現するには、住まいの場の確保とともに、ニーズや個性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動の場の整備が必要です。

また、家族等の支援のためにも、日中活動の場の一層の整備が必要であり、併せて短期入所事業を併設するなどしてニーズに応えるために柔軟な対応が求められます。

日中活動の場としては、障害福祉サービス事業所の整備の促進を図るとともに、地域活動支援センター等について、本県独自の事業として常時介護が必要な重度障害のある人のための加算補助制度や、就労移行を促進するための加算補助制度及び家賃への一部補助制度等を行っています。

身体障害、重症心身障害のある人や子どもが利用可能な日中活動の場の整備が必要です。

特別支援学校や特別支援学級に通う子どもたちについては、学校の長期休暇や放課後の地域での療育支援体制及び家族への支援体制として、放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備が必要です。

障害のある人の高齢化や重度化・重複化、また、同居している家族等の高齢化への対応のため、また親亡き後でも、地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する機能を持ち備えた拠点整備の促進が必要です。

地域活動支援センターは、障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。仲間づくりや地域住民との交流の場としての機能をはじめ、地域活動支援センターに求められる機能や役割は多様です。しかし、地域によっては視覚障害のある人、聴覚障害のある人など、障害特性に応じたサービス提供が十分でないなどの指摘もあります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用し、これらの人が利用可能な日中活動の場の整備を促進します。

また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所など、量的・質的拡充に努めます。

- ② 特別支援学校に通う重症心身障害や肢体不自由のある子ども、特別支援学級に通う障害のある子どもの放課後等において利用可能な日中活動の場の整備を促進します。

特別支援学校の再編等に伴い、通う支援学校の場所が変わる子どもたちが、放課

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

後等に活動できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。

- ③ ライフステージに応じた地域生活支援を推進するため、国の検討状況を踏まえながら高齢期の障害のある人に対する支援のあり方についての検討を行います。障害者入所施設やグループホームの居住支援機能と相談支援機能や短期入所などの地域支援機能等を持つ地域生活拠点等を整備します。

- ④ 市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。

また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、手話通訳の配置などのコミュニケーション支援を要する人を含む障害のある人が適切な支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、補助の見直しを検討し、地域活動支援センターの機能等に応じた運営を支援します。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
5	地域生活支援拠点の整備	—	—	—	16

6	地域活動支援センター所在市町村	35	—	—	54
---	-----------------	----	---	---	----

（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実

【I 現状・課題】

地域で生活している障害のある人が、引き続き住み慣れた地域社会の中で継続して生活できるよう、障害のある人の自立や社会参加を促進するため、在宅の障害のある人やその家族に対する福祉サービスの充実が必要です。

障害のある人の自立や社会参加を促進するため、在宅で生活している障害のある人及びその家族への支援メニューとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所等の給付を市町村が行っています。

重度の肢体不自由のある人を対象としていた重度訪問介護については、平成26年度から強度行動障害のある人も対象となり十分な支給量が確保される必要があります。

また、居宅介護等の従事者（ホームヘルパー）を対象として、障害のある人のニーズに応じた支援を行うため、県及び県が指定する事業者による養成研修やスキルアップ研修を実施し、資質向上に努める必要があります。

障害のある人の中には、福祉の支援を受けず生活を営んでいる人も多くいます。また、住まいの場や日中活動の場での支援を受けながら独立して生活をする人、継続的な介護や支援を受けながら生活する人、一般の企業で働く人、福祉施設の中で働く人など、さまざまなライフスタイルがあります。こうした中で障害のある人の意向を最大限尊重しつつ、多様な支援を確保していくことが重要です。

また、弱視や難聴の人、途中で障害を持った人が、引き続き、地域で生活を営めるよう、社会生活を営む上で重要な手段となる情報の取得や、コミュニケーションなどについての支援が必要です。

介護する家族等の疾病等により、在宅での介護を受けることが一時的に困難になった人が施設に一時的に入所する短期入所の重点的な整備を進めています。

しかし、短期入所は入所施設利用待機者の代替的な利用やロングステイ化等があり、緊急時の受入れや、レスパイト等の本来の利用が困難となる状況があり、地域においてさらにサービス提供量を充実させる必要があります。

また、短期入所利用者が事業所を選択する際の情報が不足し、事業所が緊急時などに初めての利用者を受け入れる場合に、その利用者の特性等について十分に把握できていないことから、支援に困難を抱えることが課題として指摘されています。

障害のある子どもへの対応を含めて家族等への虐待防止セミナーや身近な地域における緊急時の支援体制の検討が必要です。

また、これまで地域で福祉サービスを利用せずに生活してきた障害のある人がその様な生活が困難となった場合の支援など、社会生活力を高めるための幅広い支援を推進していく必要があります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。

重度訪問介護については、対象者が拡大されたことから、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、必要な見直し及び市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなどを国に要望します。

- ② 障害のある人が引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともに、その生活の質的向上を図るため、県として市町村間の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。そのために移動支援、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。
- ③ 重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、盲導犬・介助犬等の育成、途中で視覚障害となった人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座等など、適切な実施に努めます。
- ④ 介護する家族等への支援については、短期入所事業のほか、身近な地域において柔軟な対応ができるよう、市町村の地域生活支援事業の活用等を通じた環境整備を促進します。また、引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備の促進とともに、短期入所の情報提供については、県のホームページ上に作成した資源マップに実施機関の連絡先等の基本情報を掲載します。緊急時に初めて利用する利用者の特性を把握できる仕組みづくりを個人情報の観点も踏まえながら、検討します。
- ⑤ 障害者虐待防止法や差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、家族が学習し意識を高めることができるよう、先進的な事例について情報提供するなど、家族の主体的な活動、自助のために支え合う当事者団体や家族会の活動を支援します。
- ⑥ 日常生活自立支援事業により、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行い、自立した地域生活が行えるよう支援します。その他、在宅の障害のある人やその家族などに対する福祉サービスの充実や社会生活力を高めるための支援の検討とともに、平成27年4月1日

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

に施行する「生活困窮者自立支援法」に基づく支援などを通じて地域福祉全体での取組を行っていきます。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
7	日常生活自立支援事業 利用者数	728	880	960	1040

（４）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進

【Ⅰ 現状・課題】

障害の重度化、重複化への対応を図るため、できる限り地域で生活できるよう、グループホーム運営費補助など、重度・重複障害のある人などに対する事業の充実を図っています。

現在、在宅で生活している強度行動障害のある人が地域での生活が困難となった場合に希望する入所施設に入所できないケースが多く見受けられます。その受け皿を確保するためには、現在入所している入所者のうち、グループホーム等での地域生活が可能な人の地域移行の促進や強度行動障害のある人で症状が軽減している人をグループホームで受入れる体制を充実させる必要があります。強度行動障害のある人をグループホームで支援するためには、構造の工夫や支援員の手厚いケアなど、その特性に適した生活環境の整備や、支援体制の充実が必要となります。あわせて、支援員のスキルを向上させる取組が必要です。

重症心身障害のある人や子どもでも、自宅や住み慣れた地域での生活を望む場合、できる限りそれを支援することが重要であり、日中に安心して通える活動の場の確保が必要です。しかし、事業所の設備や従事者の体制等の問題もあり、高度な医療的ケアを必要とする人の利用は困難な状況です。新生児特定集中治療室(NICU)から退院する場合、現状では、家族や関係者に十分な知識がなく在宅生活への不安が増したり、退院時に関わる専門職種と在宅での必要な支援とのマッチングが不十分という状況がみられることから、在宅生活の円滑なスタートに向けた支援が求められています。また、24時間の見守りが必要な場合など、レスパイトのための短期入所、家族等への支援が必要です。

また、都市部においては、資源の不足が指摘されるなど、地域によって提供されるサービス量に格差があります。

児童福祉法の改正に伴う経過措置が平成29年度末に終了することから、18歳以上の障害のある人が入所している障害児入所施設は、それまでに18歳以上の障害のある人の転所や地域移行等を進める必要があります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を検証し、支援のあり方等について引き続き検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。

あわせて、施設等に対して引き続き「強度行動障害県単加算事業」を実施し、受入れ施設を支援するとともに、既存のグループホームが強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、県単の補助事業である「強度行動障害者施設整備(改修)費補助金」の補助対象の拡大を検討します。

また、地域住民に障害のある人を身近に感じてもらえるよう、施設・事業所における地域交流をより推進します

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

- ② 重症心身障害のある人や子どもの支援の充実を図るため、在宅で生活している重症心身障害のある人の受入れが可能な短期入所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。また、医療的ケアを要する子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や地域リーダー的な相談支援専門員の育成を図ります。

なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけを行います。

- ③ 障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じてグループホーム、入所施設等への移行を図ります。なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや、補助事等について検討します。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
8	強度行動障害のある人対応可能な施設・グループホーム箇所数			検 討 中	
			今後、袖ヶ浦福祉センターの見直しと合わせて、関係者等と協議のうえ検討		
9	「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数(累計)	0	32	48	64
10	重症心身障害児者対応可能な通所施設設置箇所数	33	34	34	34

（５）入所施設の有する人的資源や機能の活用

【Ⅰ 現状・課題】

入所施設は、地域生活が困難な障害のある人への日中夜間を通じたケアと生活に必要な訓練等を行う施設であり、一定の機能回復や生活訓練等を通じて在宅生活、地域生活への復帰を支援する役割も担っています。

本計画の成果目標である施設入所者の地域生活への移行を促進するためには、地域に移行した障害のある人に対する専門的な相談支援や日中活動の場の提供、短期入所などの機能が地域において必要です。

また、地域で生活している障害のある人の高齢化や重度化が進み、在宅の障害のある人が高齢になっても住みなれた地域で生活が続けることができる環境整備が必要です。それとともに、施設入所が必要な人の増加も予想されることから、住まいとしてのあり方や、その役割については引き続き検討課題となっています。

強度行動障害のある人に対する支援については、袖ヶ浦福祉センターにおいて、県立施設としての役割を明確にするため、民間施設で支援が困難な人を受け入れるという方針を掲げてきた結果、県内各地から最重度の利用者がセンターに集中したため、組織・人材ガバナンスが困難になるなど、虐待のリスクが増大していたと指摘されております。

今後は、県内各地で強度行動障害者支援を実施する体制の構築を図るとともに、センターからの支援ノウハウの情報発信やセンターと民間施設との連携についても検討する必要があります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点（地域交流・避難拠点等）、として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、引き続き重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として入所施設は重要な役割を担っており、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場が確保されるよう努めます。
- ② 障害のある人の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）の整備により、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。

（ア）入所施設やグループホームの居住支援機能、（イ）短期入所、地域相談支援・地域生活支援事業の活用などによる地域生活支援機能、（ウ）生活介護、就労支援等の日中活動、（エ）訪問介護などの在宅医療等の一体的な整備及びコーディネーターの配置等による地域連携の体制づくりを推進します。

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

③ 障害程度の重い人や、医療的ケアを要するなど入所による支援が必要となる人のサービス提供に不足が生じないよう、必要な定員を確保します。また、短期入所については、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等の受入れ先の拡充に努めます。あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活への移行を推進するためのバックアップ機関として活用します。

④ 強度行動障害のある人に対する支援については、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」及び「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題、また、袖ヶ浦福祉センター利用者の地域移行に向けた取組状況を踏まえ、「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」において、入所施設で支援が必要な人や支援のあり方についての考え方、入所施設のバックアップ機能の向上について検討します。

また、袖ヶ浦福祉センターと民間施設等との連携を強化するとともに、研修の充実により人材育成を進め、民間法人により、県内各地で強度行動障害者支援を実施する体制の構築を図ります。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
11	指定障害者支援施設の 必要定員総数	4, 801	検 討 中		
			今後、袖ヶ浦福祉センターの見直しと合わせて、関係者等と協議のうえ検討		
12	地域生活支援拠点の整備	—	—	—	16

（6）県立施設のあり方

【I 現状・課題】

○千葉県千葉リハビリテーションセンター

千葉県千葉リハビリテーションセンターは、リハビリテーション医療施設（病院）、総合療育センター（愛育園）、障害者支援施設（更生園）並びに補装具製作施設として、身体に障害がある人に、入院・外来診療又は一定期間の入所により、高度の医学的、社会的及び職業的リハビリテーションを総合的に行い、社会復帰及び家庭復帰の促進を図るとともに、県内の同種施設に対する技術的な助言、支援を行う中心的な役割を担っています。

また、更生園では、高次脳機能障害のある人等を対象とした生活訓練事業、就労移行支援事業を行っており、退園後の地域生活支援や職場定着等の支援を高次脳機能障害支援センターと共同で実施しています。

地方自治法の改正により、従前の管理委託制度から、平成18年度に民間社会福祉法人も県立施設の管理運営に参入できる指定管理者制度に移行し、（福）千葉県身体障害者福祉事業団が指定管理者として管理運営を行っています。平成22年度には、県立施設としての役割・機能を明確化するとともに、その役割・機能に沿った経営の効率化や施設整備を行うために、「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定しました。その中では、設置から約30年が経過し、施設、設備の老朽化が進み、また、建物が手狭となっているため、建替えを含めた綿密な施設整備計画について検討することとされたところです。

重症心身障害のある子ども等に対する支援や、専門的なリハビリテーションに係る利用ニーズが高く、利用待機者数も多くなっているといった課題があります。

さらに、安定的な運営や医療従事者の確保の観点から、公募方式による指定管理期間5年という現行の指定管理者制度の運用については、課題があるとの意見もあり、県立施設としての機能・役割をさらに強化していくために必要な施設整備のあり方や、指定管理者制度の運用について検討が必要です。

○千葉県袖ヶ浦福祉センター

千葉県袖ヶ浦福祉センターは、福祉型障害児入所施設（養育園）、障害者支援施設（更生園）として、主に知的障害のある子どもには、独立自活に必要な知識・技能を提供し、知的障害のある人には入所・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。

施設の管理運営については、千葉リハビリテーションセンターと同様に、平成18年度に指定管理者制度に移行し、（福）千葉県社会福祉事業団が指定管理者として管理運営しています。また、千葉県行財政システム改革行動計画の見直し方針を踏まえ、平成16年から更生園利用者の地域移行の促進と入所定員の削減を行い、強度行動障害等

の障害が重く支援が困難であったり、手厚い介護や特別な健康管理を必要とする知的障害のある人への支援に特化した、施設入所支援、生活介護、短期入所の障害福祉サービスを提供してきました。

養育園では、平成25年11月に利用者が死亡する事件が発生し、県が立入検査を実施したところ、複数人の職員が、複数の利用者に対して、それぞれ暴行を行っていたことが確認され、県では、問題の全容を究明するため、平成26年1月に外部の有識者による「千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会（以下「第三者検証委員会」という。）」を設置しました。

第三者検証委員会は、袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、袖ヶ浦福祉センター及び千葉県社会福祉事業団のあり方及びセンターのあり方について検証を重ね、平成26年8月7日に最終報告（答申）を県に提出しました。最終報告（答申）では、虐待の主な原因とそれに関する提言や、センター・事業団の指導監督等に関する県の責任について、また、今後のセンター・事業団のあり方及び県や外部による重層的なチェックシステムの構築について提言されました。

虐待問題の主な要因として、施設の構造として、居室等の生活空間が奥まったところにあり、職員も管理しにくく、外部の目が入りにくい閉鎖性があると指摘されています。

また、更生園利用者の地域移行を進めてもなお、総定員170名の大規模施設であり、県内各地から最重度の利用者が袖ヶ浦福祉センターに集中した結果、利用者本位のきめ細かな支援がなされないばかりか、地域や保護者との関係も薄れ、県や外部のチェックも働かず、虐待のリスクを増長していたとも指摘されています。

県としては、この問題を重く受け止めており、今後は、虐待のリスクを極小化し、個々の利用者に合った適正な支援を確保するため、支援のあり方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するとともに、組織・人材マネジメントが機能するための施設規模とする必要があります。

なお、利用者の地域移行については、一定の推進が図られてきたものの、更生園での「強度行動障害支援事業」により行動改善を図ってきた強度行動障害のある人について、3年間で他の民間施設又は地域に移行するという目標は達成されませんでした。この事業の利用者の移行が進まない原因として、民間施設では配置職員数の確保や生活環境の整備等の面で受入れが困難と判断されたこと、袖ヶ浦福祉センターと民間施設・地域との連携が進んでいなかったことが挙げられます。

利用者の民間施設や地域への移行を進めるに当たっては、利用者に合った支援が受けられる移行先の選定・調整や、受入側の支援体制の確保、利用者・保護者への十分な情報提供や不安の解消に関して、県が積極的に支援することに加え、関係者が一体となって取り組む必要があります。

【Ⅱ 取組みの方向性】

○千葉県千葉リハビリテーションセンター

- ① 平成28年度以降の指定管理者制度の運用について、透明性・公平性の確保の観点のほか、民間施設では対応困難なサービスを、安定的かつ効果的に実施できるかといった観点から、総合的に検討します。
- ② 施設の整備については、施設の老朽化への対応と併せ、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方を検討します。
- ③ 千葉リハビリテーションセンターの機能・役割の維持・向上については、引き続き、県立施設として、重症心身障害のある子ども等や、脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまで、総合的な機能を担うとともに、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。
また、これらのニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての機能の強化について検討します。

○千葉県袖ヶ浦福祉センター

- ① 指定管理者制度を含めた施設の運営方法については、平成29年度末までを「集中見直し期間」として（福）千葉県社会福祉事業団を指定管理者とし、県が運営に積極的に関与し、民間団体の協力を得つつ、社会福祉事業団にも見直しへの取組を促すとともに、県や外部による重層的なチェックシステムの構築を図ります。
また、集中見直し期間中に民間法人が袖ヶ浦福祉センターの運営に参入しやすい環境整備を行い、それまでの指定管理者制度の運用を見直します。具体的には、養育園・更生園の一体運営の見直し・分割を図ることにより、小規模ケアとガバナンスが徹底された民間法人の参入を促します。
これらの見直しの実効性を確保するため、外部の第三者の評価を受けながら、進捗管理を行います。
なお、集中見直し期間終了後の運営形態については、袖ヶ浦福祉センターの運営状況や民間法人の動向を見て検討する必要があります。
- ② きめ細かなケアを進め、個々の利用者に合った暮らしを確保するため、袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設や地域への移行を推進し、定員規模を現行の半分程度に縮小することを目指す第三者検証委員会の答申に沿って移行を進めます。
具体的には、民間施設団体等の協力を得ながら、計画的に受入側の支援体制を確保します。また、利用者・保護者に対する十分な情報提供や助言により、利用者・保護者の理解を得ながら、個々の特性に合った適切な支援が受けられる移行先の選定・調

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性（1 入所施設から地域生活への移行の推進）

整を行います。

- ② 施設の閉鎖性の解消のため、利用者の障害特性に応じた開放的で明るい住環境・生活空間となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、外部の目が入りやすく、個々の利用者に合った適正な支援が可能となる施設のあり方を検討します。
- ③ 目指すべき方向性として、養育園は、県立施設の公的責任として、被虐待児童のシェルター機能（セーフティネット機能）や、保護者と利用者、地域をつなげる相談・療育支援などの機能・役割を、また、更生園は、当面、県立施設として、民間のモデルとなる強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすこととします。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項 目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
13	県立施設の必要入所定員総数	358		検 討 中	
今後、袖ヶ浦福祉センターの見直しと合わせて、関係者等と協議のうえ検討					